

近世日吉神事能の復元的研究

——翁詞章を中心として——

池田 晶

【抄録】

近世の日吉神事能は、日吉社（現日吉大社）の上七社の十禪師（現樹下神社）で行われた神事能である。毎年正月六日、十禪師で「翁」と六番の能・狂言が奉納されていた。

本稿では、山門公人景山家に伝来した『観世改正神哥 全』に記載された翁詞章と、他の観世流の翁詞章との比較検討を通して、近世の日吉神事能における日吉の翁の復元をおこなった。

この結果、近世の日吉の翁は、現行の直面の一人翁ではなく、千歳・三番叟・面箱持を伴っていたことを実証した。当然、千歳の詞章もあり、面箱を伴った翁面を着けた本格的な翁であった。

キーワード：日吉社、神事能、翁、翁詞章、片山九郎右衛門

はじめに

近世の日吉神事能は、近江国滋賀郡坂本（現滋賀県大津市坂本）に

鎮座する日吉社の十禪師で行われた神事能である。近世の日吉社は、境内の一番西側に鎮座する大宮（現西本宮）、そこから順次東へ向つて、聖真子（現宇佐宮）・客人（現白山姫神社）・三宮（現三宮）・八王子（現牛尾宮）・十禪師・二宮（現東本宮）の六社がそれぞれ鎮座し、これが日吉社の上七社とされ、このほかに中七社と下七社がある⁽¹⁾。

日吉神事能は、中世以降の伝統があり⁽²⁾、近世では毎年正月六日に行われ、十禪師で「翁」と六番の能・狂言が行われていた⁽³⁾。神事能は明治期に一時途絶するものの、明治二十年（一八八七）に「大戸開神事」と併せて再興され⁽⁴⁾、現在もその形で奉納されている。

これまで近世期の日吉神事能については、橋本初子氏による史料紹介⁽⁵⁾や、宮本圭造氏の近世の日吉神事能に勤仕する能役者の変遷を中心とした詳細な研究がある⁽⁶⁾。

現在、筆者は、日吉社の祭礼の近世的な展開について、比叡山延暦寺の寺務方の史料を踏まえて研究を進めているが、本稿では、その一

環として翁詞章の検討を通して、近世の日吉神事能の復元的研究をおこないたい。

一 日吉神事能

日吉神事能は、室町時代、世阿弥の子息元能が筆録した『申楽談儀』にも記され、毎年正月に日吉社で行われる神事の一つであった。元亀二年（一五七二）織田信長の比叡山焼き討ちで日吉社も被災し、日吉神事能も途絶するが、豊臣・徳川政権による山門領の安堵により日吉社の経済的基盤が確立し、神事能も再興された。

再興後の神事能の初見は、『日次記』天和三年（一六八三）正月六日条の「日吉神事能有之、大夫々番付越申候」である。

神事能は、比叡山の天台座主のもとで寺務を統括した東塔・西塔・横川の三塔の執行代が、上下坂本に居住する年寄を指揮し執り行っていた。

近世期の日吉神事能に参勤した能役者の歴史的経緯について、宮本圭造氏が次のようにまとめている。

- 第一期 おおむね室町から戦国時代、近江猿楽が神事能に参勤
- 第二期 江戸前期、近江猿楽との関係は不明ながら、日吉姓を名乗る能大夫が参勤

第三期 江戸中期以降、京都住の能大夫が参勤
第三期においては、宝暦十三年（一七六三）から京都の観世流片山九郎右衛門が参勤しはじめ、明治維新後の一時的な途絶などを除いて

は、継続的に片山家が神事能を奉納している。

ここで現行の日吉神事能の次第をみていきたい。現行では、毎年正月元旦に日吉大社の西本宮で午前五時から、東本宮で午前六時から行われている。

現行の日吉神事能の「翁」は、「日吉の翁」・「日吉式の翁」・「日吉の一人翁」などと呼ばれるが、本稿では、「日吉の翁」の呼称を用いる。

日吉大社の西本宮で奉納される「翁」は、片山九郎右衛門が翁面を着けずに直面でおこない、「鳴るハ瀧の水」以下の千歳の詞章を省略している。これは、現行の日吉の翁に千歳が伴っていないことから当然のことと言える。西本宮での神事終了後、東本宮拜殿で『高砂』の一節「四海波」が奉納され、神事は終了となる。

日吉神事能を研究するにあたり、現行の日吉の翁の成立過程が大きな課題であることは、宮本氏も「現行の《日吉式》の《翁》の形態が、いつ頃、成立したものであるかは大きな問題であるが、あまり判然としない。」と指摘しているところである。

二 景山家旧蔵文書『観世改正神哥 全』の翁詞章

大津市歴史博物館には、近世期、山門公人景山家に伝来した文書群が所蔵され、そのなかに『観世改正神哥 全』と題する一冊が伝えられている。この文書は横半帳で、三丁に仕立てられ、翁詞章が収められている。

文書の冒頭には「翁」とあり、これに続いて詞章が記されている。詞章の部分は、他の翁詞章と共に後掲の《日吉の翁並びに観世流翁詞章の比較一覧》に掲載している。ここでは割愛した。

詞章に続いて「神哥一義」として次のように記されている。

神哥一義 引合片山九郎右衛門

右神哥此度日吉御能出勤依之社司古伝来之通可上聞達者哉、附他見他言など取扱仕間敷候事而已畢

河村由右衛門

友信（花押）

影山常陸殿

本文書は、河村由右衛門友信から景山常陸に宛てられた文書で、本文に記載された詞章が日吉の翁の詞章であることは、第一行目に「翁」とあり、文末の「右神哥此度日吉御能出勤」とあることから明らかである。景山常陸は、上坂本に居住した比叡山東塔北谷惣持坊に属する山門公人である。山門公人は延暦寺のもとで年貢の収納や日吉山王祭の警固役を担うなど、延暦寺や日吉社の法会・神事で重要な役割を担っていた。⁽¹⁵⁾

まず、本文書の制作時期を考えてみたい。

天津市歴史博物館蔵文書目録「山門公人文書（旧景山家史料）」によれば、景山常陸の初出は、安永九年（一七八〇）で、最後が寛政十年（一七九八）となっている。このことから常陸の活動時期も、これに相当し、本文書の制作時期もその前後とするのが妥当である。

文書を作成した河村由右衛門友信の来歴は未詳であるが、片山九郎

右衛門と河村姓の狂言役者が日吉神能で共演した記録もある。⁽¹⁶⁾

次に「引合片山九郎右衛門」とある片山九郎右衛門は、京都在住の観世流の重鎮であり、日吉神能には前述のように宝暦十三年（一七六三）から参勤し、継続的に日吉神能を勤め、その伝統は今日に引き継がれている。片山九郎右衛門は当代まで十代を数え、野々村戒三氏によれば、景山常陸の活動時期の九郎右衛門は、二代豊慶（一七一六～一七九五）の可能性が高い。⁽¹⁷⁾

ここで、管見の限りであるが、日吉神能への片山家の参勤についてまとめてみたい。日吉社社家生源寺家文書の記録によれば、⁽¹⁸⁾宝暦十三年に片山九郎右衛門が参勤してから、明治四年（一八七一）までの一〇八年間で、日吉神能の記録を確認できたのが四十一年分である。そのうち触穢により神能そのものが催されなかった年が二回あるため、実際には三十九回中、片山家が神能に関わっているのが三十一回で、ほぼ八割の参勤率となる。記録が確認できない年も含めれば、片山家の参勤はさらに増えるのは確実で、日吉神能を担っていたと言っても過言ではない。この三十一回の中で、片山九郎右衛門が翁を勤めたことを確認できるのは十回である。なお、この集計は、日吉社社家生源寺家文書からのみの抽出であり、寺方の記録を含めれば、さらに増加するものと考えるべきである。

片山九郎右衛門に頭書された「引合」であるが、①「取り持つて会わせる。手引きして会わせる。」と、②「ひきくらべる。対照する。」の意味があるとされ、⁽¹⁹⁾本文では、「対照する」の意味で使用していると考えるのが適当である。

従って、この翁詞章は、片山家に伝来した翁詞章を「引合」、つまり対照した翁詞章で、本書の表題に「観世改正」とあるのも、片山家の京都における立場を考えれば当然のことといえる。

以上のことから、『観世改正神哥 全』に記された翁詞章は、河村由右衛門が、片山家に伝来した翁詞章と対照した上で、景山常陸に伝えたもので、片山九郎右衛門が日吉の翁を勤めた際に謡った翁の詞章と結論づけることができる。

前述のように日吉神事能への片山九郎右衛門の参勤率の高さからすれば、近世における日吉の翁を代表する翁詞章であった。

三 景山家旧蔵文書『観世改正神哥 全』の翁詞章の来歴

前章で紹介した『観世改正神哥 全』の翁詞章と、他の観世流の翁詞章との比較を通して、その翁詞章の来歴を検討してみたい。なお、史料一から史料四は、『日吉の翁並びに観世流翁詞章の比較一覧』に全文を掲載している。

史料一、景山家旧蔵文書『観世改正神哥 全』（大津市歴史博物館蔵、史料番号：E-3-113）

史料二、『式三番』宝暦五年（京都府立京都学・歴彩館蔵、請求記号：貴重書庫F和773 Sh34）

史料三、『改正謡曲九祝舞』明和二年（国立国会図書館蔵、請求記号：209-655）

史料四、現行の日吉神事能の翁詞章（平成三十一年一月一日筆者の

現地調査

史料一が発給されたのは、前述のように安永九年～寛政十年の間である。史料二の謡本末尾には次のように記されている。²⁰

此本者観世左近太夫以章句写之并加當流秘密悉令改正者也、于時宝暦五乙亥仲春吉辰二條通御幸町西へ入ル町

山本長兵衛新刊（花押）

このことから、史料二は宝暦五年（一七五五）、観世大夫が使用する観世流の翁詞章として京都で版行された謡本であり、京都の観世流の重鎮であった片山家も承知していた可能性がある。

史料三は、観世大夫元章（一七二二～一七七四）によって明和年間（一七六四～一七七二）に謡曲の改正が行われるが、この謡本はこの一環で明和二年（一七六五）に改正された「九祝舞」、すなわち「翁」の詞章である。

史料一と史料二・三を比較すると、史料一の冒頭が「どうくたらり」で始まっているのに対して、史料二・三ともに「どうくたらり」ではじまっている。しかし、史料二と三の「どうくたらり」は異なる来歴を持っている。史料二は謡本で、これは謡本の場合、清濁を明記しない事例が多く、実際は「どうくたらり」と謡う場合でも、謡本では「とうくたらり」と表記される場合があり、史料二は、これに該当する謡本と考えられる。

これに対して、史料三は、観世元章による改正を反映して、当該の部分に「スム」と付記されていることから明らかのように、清音で表記されるとともに、清音で謡うことが求められていた。

表章氏が論証しているように、⁽²¹⁾ 観世流においても江戸中期までは「どくくたたり」と謡っていた。史料二は、謡本のため清濁を明記しなかったので「とうくたたり」と表記され、史料三は観世元章の改正を反映して、「とうとうたたり」と表記されたのである。

では、史料一は何故「どくくたたり」と表記したのであるうか。これは、『観世改正神哥 全』が謡本ではなく、山門公人景山常陸に彼らが耳にしていた翁詞章を伝えるために作成されたので、片山九郎右衛門が当時日吉社で謡っていた日吉の翁の発音の通り、「どくくたたり」と謡っていた部分そのまま「どくくたたり」と筆録されたのである。したがって、『観世改正神哥 全』は当時の片山九郎右衛門の日吉の翁の音も保存していることになる。

なお、現行の日吉の翁では、当該の部分「とうくたたり」と清音で発音されている。これは、観世流を中心に清音で発音するようになる潮流に準拠したものである。

次に「渚の砂…、瀧の水…」の部分の詞章の配列が史料一と史料二では逆になっている。史料一では「渚の砂…、瀧の水…」とある部分⁽²²⁾が、史料二では「瀧乃水…、なぎさの砂…」となっている。史料二は天野文雄氏によって近世において興福寺・春日社で翁舞のみを専門的に舞った観世座年預たちの翁詞章を底本にした翁詞章とされている。実際に観世座年預は「瀧の水…、渚の砂…」の配列の翁詞章を残している。観世座年預は、前述のように、翁舞専用の能役者として特化した活動をしており、江戸の観世座とは異なった詞章を持ちつづけたのである。京都における片山家の立場からすれば、「渚の砂…、瀧の水

…」部分も観世座年預の詞章ではなく、江戸の観世座と同じ史料三の字句順の詞章となるのは当然のことといえよう。

「鳴る八滝の水…」以降の千歳の詞章であるが、史料四には、「鳴る八滝の水…」から「君が千歳…」までが欠落しているのに対して、史料一にはこの千歳の詞章が伝えられている。

千歳の詞章を伝えているということは、当時の日吉の翁に千歳が出演していたことになる。そこで、日吉の翁における千歳の存在の有無を確認しておこう。具体的な史料をあげると次のようになる。

『神事能番組 毎年正月』元禄十六年（一七〇三）正月六日演能⁽²³⁾

日吉弥右衛門
翁
面箱 鈴木右平次
千歳 尾崎伊兵衛

『日記諸事記』明和七年（一七七〇）正月六日条⁽²⁴⁾

片山九郎右衛門
翁
面箱 高岡他三郎
千歳 池田金蔵

『日並記』安政五年（一八五八）正月元旦条⁽²⁵⁾

近藤恭一郎
翁
面箱 佐倉代四郎
三番叟 長谷九（ムシ）

千歳 横田米次郎

この史料からもわかるように日吉の翁には、元禄期から幕末まで面箱・千歳・三番叟が伴っていたことを確認することができる。

また、前述のように、現行の日吉の翁では翁面を着けないが、前掲

の史料から翁役者の前に面箱を運ぶ役である面箱の存在が認められ、近世には翁面も着用していたことになる。

近世の日吉の翁は、千歳・三番叟・面箱を伴い、翁面を着用した本格的な翁であった。

では、現行のような日吉の翁となったのは何時頃だったのだろうか。幕末の『日並記』文久四年（一八六四）⁽²⁶⁾・『日並記』元治二年（一八六五）⁽²⁷⁾には日吉神事能が催されていたことを確認することができる。『日並記』慶應四年（明治元年・一八六八）十二月十八日条では「日吉社頭ニおゐて神能有之趣伝聞候事」とあり、⁽²⁸⁾同年の正月六日執行の神事能延引に伴い、この日に日吉神事能が演能されることを西塔執行代である妙観院亮惇が伝聞している。

この背景には、慶應四年三月の神仏分離令に伴い、当地でも廃仏毀釈が行われ、同年四月、日吉社社司樹下茂国らが日吉社殿に祀られた本地仏や仏具、仏器、経巻などを焼き捨てるという事案が発生した。⁽²⁹⁾これが示すように、この時期、日吉社の祭祀を延暦寺から自らのもとに取り戻そうという日吉社司らの動きが顕在化した結果、三執行代といえども祭祀の一環である日吉神事能の開催について伝聞することしかできなくなっていた可能性がある。

また、祭祀の主催者は特定できないが、その後も日吉神事能は執行され、『日並記』明治四年（一八七二）正月六日条には「御能無異ニ執行有之候趣也」⁽³⁰⁾と記され、この年までは近世以来の神事能が執行された。

しかし、片山九郎右衛門八代の片山博通氏（明治四十年（一九〇

七）生々昭和三十八年（一九六三）没）は、日吉の翁を含めた日吉神事能について昭和十八年（一九四三）に次のように述べている。⁽³¹⁾

ひとり翁といつて、面もつけず、シテのところも地のところも（千歳のところは省略）独りで謡ひながら舞ふのである。勿論囃子もないから、舞ふといつても、ほんの少しである。私が奉仕する様になつてから、地謡だけは三四人別の人を連れて行き、後から謡はせる様にした。一人で苦しんで謡ふより、ずっと壮重さをますと思つて、かう改良した。

片山博通氏が日吉の翁を引き継いだ時点では、近世の日吉神事能と大きく異なり、翁一人だけが登壇する日吉の翁のみで、地謡も伴っていないかった。その日吉の翁を現行のように改めたのは片山博通氏で、その時期は昭和十八年をさほど遡らないと考えられる。

そこで、次の課題となるのは地謡も伴わない一人翁になった時期とということになる。大正十二年（一九二三）に日吉神事能を見学した中村桃山が当時の宮司が語った次の言葉を伝えている。⁽³²⁾

維新二年頃迄は、元日には今日の通りの神事能、六日には片山家の催で五番能がありました。当時此の能に就き十石の御扶持米がありました。年々催が来ました。神仏別々になつた為、まるで方針が変わりまして、六日の能は打ち絶えました。

明治二年（一八六九）頃まで日吉神事能が近世期と同様に執行されていたことは、前述の明治四年の「御能無異ニ執行有之候趣也」という記録でも確認することができる。なお、元旦に行われたという神事能は、近世にも行われていた謡初のこと、明治二十年（一八八七）

に再興された⁽³³⁾。

この宮司の発言からわかるように、明治維新の神仏分離令が契機となって、日吉神能が大きく変容を余儀なくされたのは間違いないようである。前述の慶應四年の事案が物語るように、日吉社の神官は同社の祭祀の掌握をめざしたが、結果的には経済的基盤である扶持米十石も失ってしまった。こうした状況に対応するため日吉社が選択したのが、片山家の当主が千歳を伴わずに「翁」のみを奉納する形式だった。

そして、片山家の当主が一人で「翁」を奉納しはじめた時期は、明治四年まで近世的な日吉神能が執行されたという延暦寺三執行代の記録に見えることから、明治五年以降と考えられる。

おわりに

本稿では、『観世改正神歌 全』の翁詞章を中心に、近世の日吉神能のうち、特に日吉の翁の復元をおこなった。

その結果、近世の日吉の翁は、現行とは異なり、翁面を着用し、千歳も伴う本格的な翁であることが確認できた。そして、現行の日吉の翁への変更は明治維新の神仏分離令発布後の混乱期を起点とし、最終的に現行の形が成立したのは、昭和十八年をさほど遡らない時期であった。

詞章の変化は、単なる芸能の変化にとどまらずその詞章が存在した時代の動向も如実に表している。

今後は、この復元的研究を発展させ、延暦寺の寺務方の三執行代・山門公人、日吉社の社家などの歴史史料を総合して、彼らが近世に奉持していた社寺の祭祀の存在形態を明らかにしていきたい。

注

- (1) 『山門堂社由緒記第三』明和四年（一七六七）十月（『天台宗全書』二四、第一書房、一九七四年）六七―六九頁。
- (2) 表章・加藤周一校註『世阿弥 禅竹』（『日本思想大系』二四、岩波書店、一九七四年）三〇―三三頁。
- (3) 叡山文庫蔵『日吉神能組記』正徳四年（一七一四）―寛延三年（一七五〇）（生源寺文書日吉三〇）。
- (4) 『日吉大社大年表』（日吉大社、二〇一八年）一四〇頁。
- (5) 橋本初子「叡山文庫の日吉猿楽史料」（『藝能史研究』第一号、藝能史研究会、一九六五年）四五―五一頁。
- (6) 宮本圭造「日吉社神能と京都の能役者」（同氏『上方能楽史の研究』、和泉書院、二〇〇五年）一四四―一六三頁。
- (7) 注(2) 前掲書。
- (8) 叡山文庫蔵『山門領五千石高割帳』万治三年（一六六〇）（止観院文書領高九）。
- (9) 叡山文庫蔵（別当代文書日日二）。
- (10) 『新大津市史』別巻（天津市役所、一九六一年）三七五―三八〇頁。
- (11) 注(6) 前掲書、一四五―一四七頁。
- (12) 注(6) 前掲書、一六一―一六二頁。
- (13) 宮本圭造「日吉大社の大戸開き」（『滋賀県の民俗芸能』滋賀県教育委員会、一九九八年）一〇八頁。
- (14) 景山家旧蔵文書『観世改正神歌 全』（大津市歴史博物館蔵、史料番号：E3113）。
- (15) 山門公人及び景山家については、景山春樹「近世における比叡山の公人」（同氏『比叡山寺 その構成と諸問題』、同朋舎、一九七八年）

- 二二〇—二三三頁、高島幸次「江戸時代の山門公人衆—景山家旧蔵文書を中心に—」(『国史学研究』第四号、龍谷大学国史部会、一九七八年) 一一二七頁、吉田ゆり子「山門の公人」(『身分的周縁と近世社会』六、寺社をささえる人びと、二〇〇七年) 八〇—一一一頁、大津市歴史博物館(高橋大樹)「流転する古文書—蔵に収めること—」(『大津市歴史博物館開館25周年記念企画展「大津歴博の玉手箱」解説シート』No.4、二〇一六年) 一—四頁がある。
- (16) 『日次記』天明六年(二七八六) 正月六日条(大津市歴史博物館蔵、史料番号・九)の日吉神事能の能番組に「文山立 河村清九郎」とある。同年片山九郎右衛門は日吉神事能で『葵上』を演じている。片山九郎右衛門周辺に河村姓の能役者がいて、河村友信と片山九郎右衛門家との関係を考えるうえでも参考となる。
- (17) 野々村戒三「京都片山家系考」(同氏『近畿能楽記』大岡山書店、一九三三年) 九〇—九一頁。
- (18) 日吉社社家生源寺家文書(大津市歴史博物館蔵)に伝来する明和五年(一七六八)〜明治四年(一八七二)までの私用日記群六十二点で確認した。
- (19) 『岩波古語辞典』(岩波書店、一九七四年) 一〇七四頁。
- (20) 京都市立京都市学・歴史館蔵『式三番』宝暦五年(請求記号・貴重書庫F和773.S134)。
- (21) 表章「翁猿楽異説」(『国語』第六卷 第三・四号合併号、東京教育大学国語国文学会、一九五八年) 一六一—一九頁。
- (22) 天野文雄「奈良豆比古神社の翁舞の詞章—年預の《翁》詞章の系譜—」(同氏『翁猿楽研究』研究叢書一六二、和泉書院、一九九五年) 一三七—一四五頁。
- (23) 叡山文庫蔵(双巖院文書双巖三九〇二)。
- (24) 日吉社社家生源寺家文書(大津市歴史博物館蔵、史料番号・三二)。
- (25) 叡山文庫蔵(生源寺文書日記六〇四)。
- (26) 叡山文庫蔵(生源寺文書日記六一四)。
- (27) 叡山文庫蔵(生源寺文書日記六一八)。
- (28) 叡山文庫蔵(生源寺文書日記六四二)。なお、前掲『日吉大社大年表』一四〇頁には、神事能延引について同様の記載がなされている。
- (29) 村上専精他編『明治維新神仏分離史料』上巻(東方書院、一九二六年) 六七九—七八三頁。
- (30) 叡山文庫蔵(生源寺文書日記六四六)。
- (31) 片山博通「日吉神社の歳旦祭「ひとり翁」の記」(『上方』第一四四号、上方郷土研究会、一九四三年) 二四頁。
- (32) 中村桃山「日吉神社神事能の記」(『大観世』第二号、能楽書院内大観世発行所、一九三三年) 三五頁。
- (33) 注(4) 前掲書。

〔付記〕

史料の調査等で、叡山文庫、大津市歴史博物館のご高配を賜りました。記して謝意を表します。

(いけだ しょう 佛教大学総合研究所特別研究員)

《日吉の翁並びに觀世流翁詞章の比較一覽》

史料一 景山家旧藏文書『觀世改正神哥 全』

とう／＼／＼たり／＼／＼ら ちりやたり／＼／＼ら
たりあがり／＼／＼ら

所千代适おハしませ 我等も千秋さふらハふ
鶴と龜との齡にて 幸心に任せたり

とう／＼／＼たり／＼／＼ら ちりやたり／＼／＼ら
たりあがり／＼／＼ら

鳴ハ瀧乃水なるハ瀧の水 日ハ照とも 絶ず
とうたりありうどふ／＼／＼ら たへずとうた
り常にとうたり

君乃千年をへんことハ 天津乙女の羽衣に鳴
ハ瀧の水日ハ照とも 絶ずとうたりありうど
う／＼／＼ら

總角失遂道弥 尋計屋遂道弥 座司庭居垂共
參らふれんげりやとんどうや

千早振神の彦さの昔より久しかれとぞいわい
そよやりちや

凡千年の鶴ハ 万歳楽と謳ふたり 又万代の
池の龜は 甲に三玉を備へ

渚の砂さく／＼として朝の日の色を路ふじ瀧
の水冷れいとして夜の月あさやかにうかんだ
り

天下泰平国土安穩今日乃御祈禱なり在原やな
ぞの翁どもよ あれハなぞの翁ども そやい
づく乃翁どう／＼

そよや 千穂万歳悦日の舞なれば一舞まハふ
萬年楽 万年楽 萬歳楽 まんざいらく

史料二 『式三番』

とう／＼／＼たり／＼／＼ら たりあがり／＼／＼ら
りとう

所ちよまでおハしませ 我らもせんしうさふ
らハう つるとかめとのよわひにて さいわ
い心に満かせたり

とう／＼／＼たり／＼／＼ら ちりやたり／＼／＼ら
たりあがり／＼／＼ら

なるハ瀧の水なるハ瀧の水 日ハ照共 たへ
すとふたりありうどふ／＼／＼ら たらすとふ
たりつねにとふたり

君のちとせをへんことハ あまつおとめ乃羽
衣になるハたきの水日ハてる共 たへすとふ
たりありうどふ／＼／＼ら

あげまきやとんどうや ひろばかりやとんど
うや ぞしていたれ共 まいらふれんげりや
とんどうや

ちハやふるかみのひこさの昔より久しかれと
ぞいわい そよやりちやとんどうや

およそ千年のつるハ ばんぜいらくとうたふ
たり またばんたい乃池のかめハこうにさん
きよくをいたゞいたり

瀧乃水れい／＼とおちてよるの月あさやかに
うかんだりなぎさの砂さく／＼としてあした
の日乃色をろうす

天下たいへい國土あんおん乃今日の御きたう
なりありハラやなじよの翁ども あれハなじ
よの翁共そやいづくの翁どう／＼

そよや 千秋萬歳悦日の舞なれば一まみ満ハ
ふまむざいらく 万ざいらく 万ざいらく

史料三 『改正謡曲九祝舞』

とうとうたりたりたりたりあがり／＼／＼ら
とう ちりやたりたりたりたり たりあがり
ら、りとう

所千代迄御座 我等も千秋候 鶴と龜との齡
にて 幸心に任せたり

とうとうたりたりたりら ちりやたりたり
りたりあがり／＼／＼ら

鳴ハ瀧の水鳴ハ瀧乃水 日ハ照とも 絶ず活
たりやりうとうとうとう 絶ず活たり常に活
たり

君が千歳を経るも 天つ處めの羽衣に鳴ハ瀧
の水日ハ照とも 絶ず活たりやりうとうとう
とう

總角やとんどうや 尋ばかりやとんどうや やあ
座して居たれども 參らふてんげりやとん
どうや

千はやぶる神の御種の昔より久かれとぞ祝ひ
そめてき そよやりちや

凡千年の鶴ハ 萬歳楽とうたふたり 又萬代
の池乃龜ハ甲に三極をそなへたり

渚乃砂さく／＼として朝の日乃色に朗じ瀧の
水冷々として夜の月鮮にうかんだり

天下太平国土安穩今日の御祈禱なり在原や何
所の翁ども あれハ何所の翁ども そやいづ
くの翁どうとう

そよや 千秋萬歳の祝乃舞なれば一舞まハう
萬歳楽 萬歳楽 まんざいらく 萬歳らく

史料四 現行の日吉神事能の翁詞章

とう／＼／＼たりたりたりたりあがり／＼／＼ら
とう ちりやたりたりたりら たりあがり
ら、りとう

所千代までおはしませ 我等も千秋さむらは
う 鶴と龜との齡にて 幸ひ心にまかせたり

とう／＼／＼たりたりたりら ちりやたりたり
りたりあがり／＼／＼ら

鳴ハ瀧の水鳴ハ瀧乃水 日ハ照とも 絶ず活
たりやりうとうとうとう 絶ず活たり常に活
たり

君が千歳を経るも 天つ處めの羽衣に鳴ハ瀧
の水日ハ照とも 絶ず活たりやりうとうとう
とう

總角やとんどうや 尋ばかりやとんどうや 坐し
て居たれども 參らうれんげりやとんどう
や

千はやぶる神乃ひこさの昔より久しかれとぞ
祝ひ そよやりちや

およそ千年乃鶴ハ 萬歳楽と謳うたり また
萬代の池乃龜ハ甲に三極を備へたり

渚乃砂さく／＼として朝乃日の色を朧じ瀧の
水玲々として夜乃月あさやかに浮かんだり

天下泰平国土安穩今日乃御祈禱なりありはら
やなぞの翁ども あれハなぞの翁ども そや
いづくの翁どう／＼

そよや 千秋萬歳の喜び乃舞なれば一舞舞は
う萬歳楽 萬歳楽 萬歳楽 萬歳楽